

## SDGs 未来都市等募集要領

## 1. 趣旨

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）<sup>1</sup>は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標である。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされ、我が国においては、経済・社会・環境の分野における8つの優先課題と140の施策が盛り込まれ、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」<sup>2</sup>（平成28年12月22日持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）において、SDGsの実施に率先して取り組んでいく方針が決定された。

地方創生に資する地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取組の推進は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017 改訂版」<sup>3</sup>（平成29年12月22日閣議決定）及び「SDGsアクションプラン2018」<sup>4</sup>（平成29年12月26日持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）における「日本の『SDGsモデル』の方向性」において位置付けられた施策である。

その推進のあり方については、自治体SDGs推進のための有識者検討会により、「『地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方』コンセプト取りまとめ」<sup>5</sup>（平成29年11月29日）（以下「コンセプト」という。）として整理されている。

今般の募集は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017 改訂版」、「SDGsアクションプラン2018」及びコンセプトを踏まえ、地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組の提案を公募し、SDGs未来都市及び、SDGs未来都市の中でも先導的な取組を自治体SDGsモデル事業（以下「SDGs未来都市等」という。）として選定するためのものである。

1 我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（外務省仮訳）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>

2 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000252818.pdf>

3 まち・ひと・しごと創生総合戦略2017 改訂版

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h29-12-22-sougousenryaku2017hontai.pdf>

4 SDGsアクションプラン2018

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/SDGs/pdf/actionplan2018.pdf>

5 「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/pdf/SDGs\\_concept.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/pdf/SDGs_concept.pdf)

## 2. SDGs未来都市等の選定と提案の具体化等

2 選定に当たっては、各提案について、自治体SDGs推進評価・調査検討会  
4 により、「SDGs未来都市等選定基準」を踏まえて総合的に評価を行い、そ  
の助言を受ける。

6 SDGs未来都市は、提案数及び提案に対する評価等を考慮し、最大30程  
度選定する。また、自治体SDGsモデル事業は、SDGs未来都市の中でも  
先導的な取組を10程度選定する。

8 選定された都市は、国とも連携しながら提案内容をさらに具体化し、3年間  
の計画を策定するとともに、その達成に向けた取組を積極的に実施する。さら  
10 に、有識者の支援も得て定期的に取り組の進捗管理を行い、その達成度を明確に  
する。

12 国は、SDGs未来都市の取組の円滑な実施に向けて、自治体SDGs推進  
関係省庁タスクフォースも活用しながら、選定都市への各省庁の支援施策活用  
14 等の助言や、国内外への成果の発信等を行い、総合的な支援を行う。

16 また、SDGs未来都市に選定された都市は、地方創生推進交付金について、  
申請事業数の上限（都道府県7事業（広域連携：2事業）、市区町村4事業（広  
域連携：1事業））の枠外（追加1事業まで）とするとともに、自治体SDG  
18 sモデル事業に選定された都市については、予算措置（平成30年度「地方創  
生支援事業費補助金（地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向け  
20 た取組の推進事業）」（以下「自治体SDGs補助金」という。））による支援も  
行う。なお、地方創生推進交付金に係る申請手続きについては、SDGs未来  
22 都市に選定された都市へ、別途連絡する。

24 また、今後、国会における予算審議の動向等により、内容に変更が生じる可  
能性があることをご留意されたい。

**3. SDGs未来都市等に求められる内容（提案内容）**

2 提案に当たっては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017 改訂版」、「SDGsアクションプラン2018」及びコンセプトを踏まえて、以下の内容を記載すること。

6 **1 全体計画（自治体全体でのSDGsの取組）**

- 8 ① 将来ビジョン
  - 8 (1) 地域の実態
  - 8 (2) 2030年のあるべき姿
  - 10 (3) 優先的に取り上げるゴール、ターゲット
- 12 ② 自治体SDGsの推進に資する取組
  - 12 (1) 自治体SDGsの推進に資する取組の概要
  - 14 (2) 情報発信・普及啓発、自治体SDGsモデル事業の普及展開
- 14 ③ 自治体SDGsの取組実施可能性
  - 16 (1) 各種計画への反映
- 16 ④ 推進体制
  - 18 (1) 行政体内部の執行体制
  - 18 (2) 域内の連携 ※住民、企業・金融機関、教育・研究機関、NPO等
  - 20 (3) 自治体間の連携（国内）
  - 20 (4) 国際的な連携

22 **2 自治体SDGsモデル事業（特に注力する先導的取組）**

- 24 ① 自治体SDGsモデル事業での取組提案
  - 24 (1) 課題・目標設定と取組の概要（自治体SDGsモデル事業の全体像）
  - 26 (2-1) 経済面の取組
  - 26 (2-2) 社会面の取組
  - 26 (2-3) 環境面の取組
  - 28 (3-1) 三側面をつなぐ統合的取組  
(自治体SDGs補助金対象事業)
  - 30 (3-2) 三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果  
(新たに創出される価値)
  - 32 (4) 自律的好循環
  - 34 (5) 多様なステークホルダーとの連携
  - 34 (6) 資金スキーム
  - 36 (7) 取組全体のスケジュール

※各項目の評価基準及び記載内容の詳細については、「SDGs未来都市等  
選定基準」、「SDGs未来都市等提案書（提案様式1）」、「SDGs未来  
都市等提案書の記載内容と留意事項」、「自治体SDGsモデル事業提案  
概要（提案様式2）」及び「自治体SDGsモデル事業提案概要の記載内  
容と留意事項」のとおりとする。

※SDGs未来都市とは

SDGs未来都市とは、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を  
推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面  
における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャル  
が高い都市・地域として選定されるものである。

※自治体SDGsモデル事業とは

自治体SDGsモデル事業とは、SDGs未来都市の中で実施予定の  
先導的な取組として選定されるものである。地方公共団体によるSDG  
sの基本的・総合的取組の中でも特に注力的に実施する事業であり、SD  
Gsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面におけ  
る新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高  
い先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域  
における自律的好循環が見込める事業を指す。

① 相乗効果の考え方

経済・社会・環境のそれぞれの分野の課題解決につながる取組を進め  
るとともに、三側面をつなぐ統合的取組を実施することで、各分野におけ  
る双方向の、より高い相乗効果の創出を目指す。それぞれの分野の課題に  
ついては、提案者の状況に応じて設定し、SDGsのゴールの達成に資す  
る取組を提案されたい。なお、設定するゴール、ターゲットは、17のゴー  
ル、169のターゲットからそれぞれ複数を選択することが望ましいが、任  
意の1つずつのゴール、ターゲットを設定することも妨げるものではない。  
また、17のゴール、169のターゲットすべてを自治体SDGsモデル事業  
の対象として掲げる必要はない。

② 多様なステークホルダーとの連携の考え方

多様なステークホルダーとの連携を通して、自律的好循環が見込める事  
業であること。

③ 自律的好循環の考え方

将来的に補助金による支援に頼らず、事業として自走すること。

4. 提案者

都道府県、市区町村

※共同提案も可とする。

※1つの都道府県、市区町村が、複数の提案の提案者（共同提案者含む）となることはできない。ただし、1つの提案の提案者が、別の提案において、関連するステークホルダーとして連携することを妨げるものではない。

5. 提案・提出書類の内容

提案に必要な書類（提案書類）は、次のとおりとする。

①SDGs未来都市等提案書（提案様式1）

②自治体SDGsモデル事業提案概要（提案様式2）

③参考資料（必要に応じて添付すること）

※参考資料については一覧を作成するとともに、連番を付し、提案書類のどの項目に対応するものか明らかであるようにし、提案内容と関連性の低い参考資料の添付は避けること。

評価は、基本的に、提出された提案様式1及び提案様式2に記載された内容に基づき行うため、必要な事項はできる限り提案様式1及び提案様式2に記載すること。

作成に当たっては、過度に冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載し、提案様式1は15～50頁程度、提案様式2は1頁で記載すること。

## 6. 留意事項

2 提案に当たっては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」、「S  
4 D G s アクションプラン 2018」及びコンセプトを十分に踏まえたものとする  
こと。

6 提案内容に係る事務局への相談については、透明性等の確保の観点から、提  
案書類が提出された以降は受け付けない。

8  
10 提案に当たり、自治体 S D G s 推進評価・調査検討会委員、内閣府幹部及び  
12 担当者へ選定の陳情等を行うことは意味を持たない。S D G s 未来都市等の  
公募期間中及び選定期間中に、万一陳情等があった場合は、無条件で選定対象  
から除外する。また、合否通知以前に内閣府幹部及び担当者へ選定の感触を照  
会する等の行為についても厳に慎むこと。

14

## 7. 提案書類の提出方法、募集期間等

### (提出方法)

提案書類（提案様式 1、提案様式 2 及び参考資料）は、次に掲げるとおり  
郵送等及び電子メールの双方で提出すること。

#### 1. 郵送等による提出

※封筒に「SDGs 未来都市等提案書類在中」と朱書き記載すること。

##### ① 紙媒体：正（公印押印済みのもの）、副 計 2 部

（A 4、両面、パンチ（左 2 穴））

提案様式 1、提案様式 2、参考資料一覧及び参考資料の順に並べ、  
ダブルクリップ等でまとめる。

##### ② 電子媒体：2 セット（CD-R）

提案様式 1、提案様式 2、参考資料一覧及び参考資料

※提案様式 1、提案様式 2 は、「（5 桁の都道府県・市区町村コード）  
（提出日）（提案者名）提案様式 1、2」の名称の 1 つの PDF  
ファイルに結合すること。

（例：00000\_180301\_〇〇県〇〇市\_提案様式 1、2）

※参考資料一覧及び参考資料は、「（5 桁の都道府県・市区町村コー  
ド）（提出日）（提案者名）参考資料」の名称の 1 つの PDF ファ  
イルに結合すること。

（例：00000\_180301\_〇〇県〇〇市\_参考資料）

※電子媒体には「（5 桁の都道府県・市区町村コード）（提出日）（提  
案者名）SDGs 未来都市等提案書類」と記載すること。

（例：00000\_180301\_〇〇県〇〇市\_SDGs 未来都市等提案書類）

※5 桁の都道府県・市区町村コードについて、共同提案の場合は、代表  
となる提案者の都道府県・市区町村コードを記載すること。

#### 2. 電子メールによる提出

提案様式 1、提案様式 2

※メール件名は「【提出】（5 桁の都道府県・市区町村コード）（提出  
日）（提案者名）SDGs 未来都市等提案書類」とすること。

（例：【提出】00000\_180301\_〇〇県〇〇市\_SDGs 未来都市等提  
案書類）

※提案様式 1、提案様式 2 は、「（5 桁の都道府県・市区町村コード）  
（提出日）（提案者名）提案様式」の名称の 1 つの PDF ファイル  
に結合すること。

(例：00000\_180301\_〇〇県〇〇市\_提案様式1、2)

※参考資料は電子メールで送付する必要はない。

※5桁の都道府県・市区町村コードについて、共同提案の場合は、代表となる提案者の都道府県・市区町村コードを記載すること。

(提出に当たっての留意事項)

事務局から到着した旨の連絡はしないので、到着状況については必ず、事務局まで直接問い合わせること。

(募集期間)

平成30年2月26日(月)～平成30年3月26日(月)正午

(募集締切)

平成30年3月26日(月)正午必着

※締切後の提出は一切認めない。

(郵便事情等で郵送等による提出が遅れる場合は、電子メール到着を提出と見なす。)

(提案書類の扱い)

提出された提案書類については、選定プロセス終了後、原則公開する。  
非公表扱いを希望する資料については、資料の右肩に、「非公表資料」と記載すること。

(提出先)

1. 郵送等による提出

内閣府地方創生推進事務局 環境班  
〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎7階

2. 電子メールによる提出

g.local-governments-sdgs@cao.go.jp

## 8. 提案後の流れ

提案後の流れは以下を予定している。

平成30年2月26日(月)～3月26日(月)正午 提案募集

3月27日(火)以降 自治体SDGs推進評価・調査検討会による評価

・4月 書面審査、ヒアリング対象団体の決定

※ヒアリング対象団体には4月下旬を目処に日程等の通知

・5月上旬(連休明けを想定) ヒアリングの実施

・5～6月 SDGs未来都市等の選定案の作成

5～6月 SDGs未来都市等の選定

6月 自治体SDGs補助金 交付申請

夏頃 自治体SDGs補助金 交付決定

## 9. 問い合わせ先

制度の概要、提案内容に関する問い合わせ、相談については、下記の問い合わせ先まで連絡すること。

内閣府地方創生推進事務局

電子メール：g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

電話：03-5510-2175

地域	担当者
北海道内の地方公共団体	郷田
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県内の地方公共団体	友田
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県内の地方公共団体	鈴木
新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県内の地方公共団体	久保
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県内の地方公共団体	大澤
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県内の地方公共団体	森
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県内の地方公共団体	宮坂

20

記載内容と留意事項

※2月23日赤字部分修正

SDGs未来都市等提案書(提案様式1)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

地方公共団体の長の氏名 印  
(共同で提案を行う者の氏名 印)

※ 氏名の記載を自著で行う場合には押印省略可

提案全体のタイトル	〇〇〇〇
提案者	〇〇〇〇 ※複数の地方公共団体が共同で提案する場合には、代表となる提案者に◎を付す。
担当者・連絡先	担当者の所属 〇〇〇〇 ※複数の地方公共団体が共同で提案する場合には、取りまとめ担当者を記す。 氏名 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇 ファックス番号 〇〇〇〇 メールアドレス 〇〇〇〇

<留意事項>

(提案様式1について)

- ・提案様式1の記載内容は、15～50 頁程度とすること。
- ・文字は注記、解説、表中の記述等を除き原則として 11 ポイント以上の大きさとすること。
- ・余白、改ページの位置は変更しないこと。

(記載内容について)

- ・全ての項目について、文字数に制限は設けないが、過度に冗長な記載とにならないよう、必要な内容を簡潔に記載すること。
- ・必要に応じ、図や画像を使用して作成すること。
- ・必要に応じ、客観的、定量的なデータを記載すること。
- ・地域固有の事情の説明等で文章が長くなる場合については、必要に応じ、「解説」として各記載欄の末尾に付記すること。
- ・必要に応じ、参考資料を添付すること。



































事業名: ○○○○

提案者名: ○○○○

取組内容の概要

- ・提案様式2は、1頁で記載すること。
- ・取組内容の概要について、必要に応じ、図や画像を使用して表すこと。
- ・関連するSDGsの17のゴールは、アイコンを使用して表すこと。
- ・下記の図は、自治体SDGsモデル事業のイメージ図である。自治体SDGsモデル事業提案概要を表す際の参考とすること。ただし、これ以外の表記を妨げるものではない。

三側面をつなぐ統合的取組を実施し、経済面の取組が推進されることにより、環境面の取組に生じる効果(相乗効果)について記載

